

生徒の皆さんへ
保護者の皆様へ

京都府立鴨沂高等学校
校長 藤井 直
生徒 指導 部

平成29年度『夏季休業中の生活』について

夏休みにあたり、これまでの学校生活全般を振り返り「不十分だった点は改める」という気持ちを常に持ち、特に下記の点に注意し、1か月余りの日々を有意義に過ごしてください。

夏休みは日頃できないことをじっくり時間をかけて実行できる機会でもあります。「今しかできないこと（部・クラブ活動、ボランティア活動等）」にも集中して取り組んで欲しいと思います。

生徒の皆さんは、今一度、自分たちがなすべきことについて考え、健康的で規律ある日常生活を送ってください。

保護者の皆様におかれましては、下記の注意事項を生徒がきちんと守り、計画的で規則正しい生活が送れますよう御家庭での御指導をお願いします。

記

1 規則正しい生活について

- (1) 規則正しい生活のリズムを守り、各自の目標に応じた学習への取組を継続しながら、健康的で計画性のある生活を送ること。
- (2) アルバイトは原則として禁止している。アルバイトは高校生として本来の目的である「勉学に専念し、自分の進路をきりひらく学力の充実を図る」ことや、「生徒会活動や部活動に積極的に取り組む」、「基本的な生活習慣を身につけ、生活規律を守る」点においてマイナス（弊害）になることを自覚すること。
- (3) この時期は季節的な開放感から身だしなみに乱れが生じることも予想される。特に、パーマや染脱色等（過度な熱加工を含む）の頭髪加工は継続的な指導対象となり、髪の毛の健康を損ねたり、改善するのに経済的な負担を余儀なくされることにもなるので、絶対に行わないこと。
- (4) いかなる場合でも暴力行為は許されない。人権尊重の立場から良識ある行動をとり、「いじめ」や「いやがらせ」等の行為も絶対にしないこと。
- (5) 不健全な場所への出入りや「夜遊び」、友人宅等での安易な外泊はしないこと。
- (6) 高校生の飲酒や喫煙は許されない。飲酒や喫煙を誘発するような「コンパ（集会）」にも絶対に関わらないこと。
- (7) 万引き・窃盗等の非行やシンナーの吸引や大麻・脱法ハーブ・その他の薬物の乱用、深夜徘徊、無断外泊、不健全な場所への出入り等は絶対に行わないこと。
- (8) 祭礼を中心に暴走族による問題行動が多発する時期でもあり、直接、間接を問わず暴走族や暴走行為に関わらないこと。なお、暴走をあおる行為にも社会的罰則が課せられるので、十分に注意すること。

2 生命の尊重について

- (1) 原付バイク、自動二輪、乗用車の運転はもちろんのこと、免許取得（教習所入所を含む）も禁止している。「自他の生命を尊重する」ことが『4ない運動』の趣旨であることを忘れないこと。（本府では、PTA連合会と連携し、「子どもの要求に負けない」を加えた『4ない運動+1（プラスワン）』として指導の徹底が図られている。御家庭での御理解と御協力をお願いします。）
- (2) 自転車で行く際にも交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう注意すること。特に、スピードの出し過ぎや並走・二人乗り・傘差し・夜間の無灯火・イヤホン等の着用・携帯端末を操作しながらの運転は絶対にしないこと。
- (3) 水難事故の多発する時期でもあるので、海・川等水辺での遊びには十分注意すること。
- (4) 「花火」等をする時には、場所などに注意し危険のないようにすること。

→ 裏面へ続く

- 3 旅行、登山、キャンプ等について
保護者の承諾を得て周到な計画を立て、事故を未然に防ぐため慎重に行動すること。
- 4 部活動等について
(1) 活動計画にしたがって実施するとともに、活動時間を厳守すること。また、こまめな水分補給に努め、熱中症対策等には十分な準備と注意をすること。
(2) 土・日曜日及び8月10日(木)～16日(水)は、顧問や担任(又は代理の先生)の付き添いがなければ活動できないので、生徒だけで勝手に活動しないこと。
(3) 学校へは制服の身だしなみを整えて登校し、自転車は必ず駐輪場に置くこと。特に、公式戦や練習試合等で校外に出る時は、言動や服装に注意し高校生らしい行動をすること。
- 5 インターネット及びSNSトラブルの未然防止について
(1) 情報を主体的に取捨選択して活用する力を養うとともに、情報モラルを身につけるように努めること。併せて、家庭においてインターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し、不審なメールが届いた場合は、絶対に添付ファイル等を開封しないようにするなど有害情報対策を立てておくこと。
(2) 携帯電話やスマートフォンの利用の在り方について、特に、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やコミュニティサイトの利用も含め、トラブルやいじめ、性犯罪被害に発展することがないように適切に対応すること。
(3) 夏休みは外出する機会が増えるので、外出先において無断で写真撮影をされる場合や他人の撮影した画像や動画に写り込んでしまうことがあるので、何か不審に思われることがあった場合は、警察に相談するなど方策を講じること。
- 6 その他
(1) 不審者と思われる人物を見かけたときは身の安全を第一に考えて行動し、学校では先生に、校外では警察(交番)や周囲の大人(「こども110番のいえ」の活用も含む)に知らせる必要な協力を得ること。
(2) 自宅周辺の危険箇所や避難場所の確認、非常持ち出し袋の点検、家族との連絡方法の確認など、自然災害に備えるようにすること。また、日頃から気象情報に留意し、万一自然災害が発生した場合には、自治体からの避難勧告・指示や気象庁からの注意報・警報の発令状況等を的確に把握し、迅速な避難行動をとるようにすること。
(3) 長期休業明けに生徒の自殺が急増する傾向にあることから、家族間のコミュニケーションを図り、夏季休業終了前には、生徒の心身の状況の変化の有無について注意をすること。

※ 以下に、参考として「教育相談」や「被害者相談窓口」等を記しておくので必要に応じ活用すること。(保護者の方の御利用も可能です。)

- * 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン(毎日24時間対応)
075-612-3268・3301
- * 京都府総合教育センター メール教育相談
<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
- * ネットいじめ通報サイト(携帯電話・スマートフォンからも相談できます)
<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/knetijime.htm>
- * 24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310(なやみ言おう)

2学期の始まりは、8月25日(金)です。制服の着こなしと身だしなみを整え、交通安全に十分注意して8時35分までに余裕をもって登校すること。